

川内村いじめ防止基本方針

令和 5 年 4 月(改訂)

川内村教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの理解
- 2 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止
- 3 いじめの現状
- 4 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

第3 いじめ防止等に関する川内村の施策

- 1 推進体制
- 2 未然防止
- 3 早期発見
- 4 早期対応
- 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- 6 家庭や地域との連携
- 7 関係機関との連携

第4 いじめの防止等に関する学校の取組

- 1 いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置
- 2 未然防止
- 3 早期発見
- 4 早期対応
- 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- 6 家庭や地域との連携
- 7 関係機関との連携

第5 重大事態への対処

- 1 学校の設置者または学校による調査
- 2 再調査及び結果を踏まえた措置

第6 いじめの防止等の検証及び見直し

- 1 実施状況の報告
- 2 総合的な検証

はじめに

いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わる深刻な問題となっている。家庭や地域においても、少子化、価値観の多様化等とも相まって、教育的機能が低下しているという指摘もある。

川内村では、いじめ・不登校の防止策として学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成や、カウンセリングの充実を図ってきた。また、いじめや不登校は、豊かで望ましい人間関係を醸成することでその防止や解消ができるものと考え、各学校の教育課程を編成してきた。

東日本大震災と原子力災害後は、被災体験から思いやりや助け合いなどの教訓を生かし、子どもたちの心のケアや教職員のカウンセリングにも努めてきた。

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。さらに、近年はインターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために学校、家庭、地域は互いに連携協力し、その変化にも対応できる取り組みの推進に努めなければならない。

この川内村いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、村民総がかりで対峙するため、川内村におけるいじめの防止等の基本的な方針を示すものである。

本基本方針に基づき、いじめ問題の克服に向けた施策や活動を総合的に展開し、「村づくりは人づくり、人づくりは村づくり」を基盤として、「対面と対話」を充実させて、「学び合い、育ち合う教育」を推進する。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

1 基本理念①

いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 基本理念②

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。

3 基本理念③

いじめを受けた児童生徒の生命及び身体を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、村、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、村民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけではなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止等

(1) 前期課程低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれあいや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身につけないまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として行ってはならないこと」についての理解や集団のルールを守る態度など善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏怖や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

(2) 前期課程高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感を持つようになり始める時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団生活に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりをつくったりするようになるが、一部には閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとることもみられる。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心を持って法や決まりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。また、インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれたりする危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

(3) 後期課程

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索し始める時期である。また、反抗期を迎え、友人関係を重視し、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向も見られる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動をとれる態度を身に付けさせることが大切である。また、インターネット利用の光と影の部分を疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせることも必要である。

3 いじめの現状

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

(1) 児童生徒の状況

ア 児童生徒の関係

都市化、少子化により、児童生徒は幼児期から、集団の中で「群れて遊ぶ」経験が減少している。また、インターネットや携帯電話の普及により対面的なコミュニケーションよりもメディアを介したコミュニケーションを好む社会的風潮が見られる。

全村避難となった川内村では、少子化と人口減少が急激に進展するとともに2割弱の村民が避難地での生活を継続するなど、人間関係のよき摩擦をとおして社会性を育む機会が減少している。

イ 学校生活の状況

人間は本来、ものの感じ方、考え方がそれぞれ異なるものである。しかし、他人と違うことを気にしすぎる、あるいは認められないといった同質性、均質性を重視しがちな風潮が見られる。また、児童生徒の集団の中には、集団独自のルールがあり、そのルールに反した場合は非難したり、ある個人を意図的に孤立させたりしようとする集団構造特有の問題が潜む場合がある。

習い事やサークル活動等他の集団に属さない児童生徒にとっては、学校生活が家庭外の世界の全てであり、いじめの被害者となった場合に逃げ場のない状況となる。

(2) 児童生徒を取り巻く社会の状況

ア 家庭・地域社会の教育力

全村避難となった川内村では、家庭環境の変化に伴い地域社会の連携が希薄になり、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。また、人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の有り様を反映して、児童生徒の善悪を判断する明確な基準が見えにくくなるなど、大人の意識が児童生徒の考え方に影響を与えている。

イ 高度情報社会の進展

情報通信技術が著しく進展する中、携帯電話・スマートフォンの普及により、児童生徒にとってインターネットは学校教育のみならず普段の生活においても身近なものになっている。子どもの安全を守るためという理由で、幼少期から携帯電話やスマートフォンを持たせている家庭もあるが、メディアの情報の中には他人の弱みを笑いものにしたり、暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。

同時に、有害情報の氾濫により、情報モラルが十分身につけていない児童生徒がインターネットを通じて犯罪に巻き込まれたり、電子メールやソーシャルネットワークサービス上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展したりする事例が増加している。また、いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童生徒の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

(3) いじめの状況

ア 「目に見えにくい」いじめの増加

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は仲間はずれや無視など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害は周りには見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

イ インターネット上で行われているいじめの増加

電子メールやソーシャルネットワークサービス上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。時には、インターネット等の匿名性を悪用している意識が垣間見えたり、発信・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。このことは中学生のみならず、小学生でも起こっている。

4 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

いじめの問題の克服に向けては、教育委員会が村当局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一体となって取り組んでいく。また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって児童生徒一人ひとりの人間的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科・科目を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本な方向を下記の4点とした。

(1) 「対話と対面」を通して、自立解決のできる人間に児童生徒を育てる。

学校においては、児童生徒が主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。その際、学級活動、生徒会活動を通して、いじめ防止の活動や携帯電話等の使用のルールづくり等について、自ら考え、実行させたりすることが重要である。

そのためにも教職員は、「対面と対話」を通して、児童生徒一人ひとりについての理解を深めるとともに、日常の望ましい生活態度の形成を発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する必要がある。

家庭においては、家庭の愛情に包まれることが、成長過程にある児童生徒の自立を堅固なものにし、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成する上で重要であることを認識することが大切である。その上で、一人ひとりの子どもの個性をかけがえのないものとして尊重し、得意とする分野を豊かに伸ばし、積極的な生き方を身に付けさせる家庭教育を進めることが大切である。また、家族揃って地域や村・学校が主催する行事等に積極的に参加することにより、先輩や友人、年少の子どもたちとのふれあいを通して人間関係を結ぶ力が育まれる。

さらに、地域教育という観点から、村や学校が主体となって、子どものしつけや育ちに関する悩みを抱え、孤立しがちな保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげる活動に取り組むとともに、学校教育の場に自身の経験や技能等を提供するなど、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育支援機能の活性化が求められる。

(2) 各種行事を通して、児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。

学校においては、人間は共に生きているという原点に立ち返り、互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを児童生徒に十分理解させ、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める必要がある。

そのため、教職員は心のゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重する心を育む教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うことや、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進することが大切である。

家庭においては、幼児期から親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。また、地域教育という観点から、村や学校では地域と協力して、児童生徒に自分も共同社会の一員であるという意識と社会の形成者としての資質を育成するという認識のもと、児童生徒が地域という学校以外の人間関係の中での遊

びや活動を通して、人間としての在り方・生き方を学ぶ機会づくりを積極的に進める。そのような中において、地域の大人から認められることは、児童生徒の自己有用感を育むなど人間成長に大きく寄与する。

(3) 密な連携を通して、いじめの問題に組織的に取り組む。

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努めなければならない。また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があった場合には、速やかに対応する必要がある。

学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、いじめが解決したと思われる後も見守りを続けるなど、定期的な情報交換に努める必要がある。

家庭においては、子どもが悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築くことが大切である。また、我が子がいじめに遭った場合には全力で守り、あるいは我が子がいじめに関わった場合は、その要因や背景も聞きながら、相手の子どもの立場に立って、どうしていくべきかを我が子とともに考える姿勢が大切である。

地域教育という観点からは、いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識のもと、PTAや地域関係団体等による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進することが大切である。また、行政区や婦人会、PTA等の地域団体による子育て支援の活動を地域に広げていくことが求められる。

(4) 啓発資料を通して、いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。

学校においては、複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取り組みの重要性等について、校内マニュアルの作成・活用等を通して教職員が共通理解のもと、児童生徒への日常的な指導や保護者・地域への啓発に取り組む必要がある。

家庭においては、保護者向け啓発資料等を活用し、いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に与える影響について深く認識する。また、学校との連携のもと、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話などの使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行することが大切である。

地域教育という観点から、学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人社会の有り様も含め多様ないじめの問題がもたらす影響について理解することが大切である。また、企業など情報発信の関係者にあっては、プライバシーの保護といった情報倫理について適切に対応することが求められる。

第3 いじめの防止等に関する川内村の施策

川内村は、いじめの防止等の対策を推進するため、必要な財源上の措置その他必要な措置を講じるとともに、村民と一体となった取り組みを推進する。

川内村教育委員会は、いじめの防止等の施策を主体的に展開し、学校と一体となって取り組んでいく。

1 推進体制

(1) 学校運営協議会での取り組み

川内村教育委員会は、学校運営協議会と連携して、いじめ防止の啓発等を推進する。

(2) 保育園・小中学園連絡会での定期的な確認

川内村教育委員会は、毎月定期的に開催する保育園・小中学園連絡会において、各学校のいじめ発生状況や防止策等についての情報を共有することによる連携強化を図る。また、個別の事案対応についての協議をする。

2 未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

ア 個性や可能性を伸張する授業の充実

児童生徒の能力・適性や興味・関心、進路希望等に応じた学習活動を推進し、主体的に学校行事や授業に参加、活躍することを通じて、個性や可能性の伸張を図る。

イ 人間関係の基盤となる力の育成

集団活動を伴う学級・学校行事等を活用し、痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性、社会性の育成を図る。また、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動により、豊かな情操やコミュニケーション能力を培う。

ウ 道徳教育の充実

「心を耕す授業」など道徳教育を充実させ、児童生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。

エ 人権教育の充実

「いじめを許さない人権教育教材」等を活用し、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む。

オ 体験活動の推進

他者、社会、自然との直接的な関わりの中で体験活動を体系的に実施し、自分の役割を自覚する中で、自己有用感等を高める。また、地域住民や保護者等多くの大人に支えられる体験を通して、児童生徒の自信や意欲、感謝する心と豊かな心を育成する。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

学級活動、生徒会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、児童生徒が自分たちで考え実行する主体的な取り組みを通じて、いじめを許さない学級・学校活動を促進する。

(3) 教職員の対応能力向上に向けた研修

カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修をはじめ、初任者研修により、教職員のいじめに対する対応能力の向上を図る。

体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、そのための校内研修を定期的実施する。

(4) いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発

児童生徒用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配付、児童生徒及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度または救済制度について児童生徒、保護者、教職員、地域の理解を促進する。

(5) 教職員がゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保

事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりを持って児童生徒と関わる時間を確保し、一人ひとりの児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止に適切に取り組む体制を整備する。

3 早期発見

(1) 学校における教育相談体制の整備

児童生徒と保護者の心の相談に当たるとともに、教職員に対する相談支援を行うカウンセラーを配置し、いじめに係る相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の整備

「いのちの電話」など、村及び関係機関が設置するいじめや不登校等に関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童生徒や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

(3) 学校における調査等の支援

県教委発行の「福島県いじめ防止基本方針」を基に、児童生徒に対する定期的な調査やチェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど学校における調査等の充実を図る。

4 早期対応

(1) 学校との情報共有や指導助言

教育委員会は、学校との定期的な情報交換や情報共有でいじめ認知件数の把握を行う。また、深刻ないじめが発生した場合、教育委員会はいじめを受けた児童生徒の生命及び身体を保護することを最優先に、問題解決に向けた学校への指導助言等必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導して早期解決を図る。また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて区域外就学等について弾力的に対応する。

(2) 問題解決に向けた専門家の派遣

学校だけで解決が困難な問題が発生した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者、指導主事など、学校支援チームを派遣して、専門的・多面的支援を行う。さらに必要に応じて関係機関への支援要請を行う。また、スクールカウンセラーを学校に派遣し、校長や教職員に対する助言や重大事件発生時の心のケアに係る支援活動を行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 体制の整備

児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対応について学習する機会を確保する。

関係機関、事業者等の連携に当たっては、インターネット上のいじめをはじめ、サイバー空間の実態把握に努め、組織横断的な情報共有、効果的な対応策及び安全な利用方法を検討して共有する。

(2) 防止の啓発

児童生徒、保護者、教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応することができるよう啓発する。

特に、保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

[青少年インターネット環境整備法]

・保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用、その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

・保護者は、携帯電話端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、

犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。

6 家庭や地域との連携

学校と家庭、地域の連携促進を図るため取り組んでいるPTA事業、放課後子ども総合プランをはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめに関する学校の取り組みへの理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談したり、大人同士が協議したりする場を設けるよう啓発する。

7 関係機関との連携

- (1) 保育園・小中学園連絡会など、関係者の連携により、孤立しがちな児童生徒などの情報やいじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。
- (2) 学校支援チーム等の活用により、関係機関の連携協力体制を充実し、学校の児童生徒が関係するいじめについて、学校が児童生徒または保護者に適切な指導、助言を行うことができるよう支援する。

第4 いじめの防止等に関する学校の取り組み

学校の取り組みは、以下を基本に行う。具体的な対応については、川内村いじめ防止基本方針並びに福島県いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域の実情に即し機動的に取り組む。

1 いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

いじめ問題への取り組みに当たっては、管理職のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む。

学校は、川内村のいじめ防止基本方針並びに福島県いじめ防止基本方針を参考とし、いじめの防止等の取り組みについて基本的な方向、取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めなければならない。また、管理職、複数の教職員、養護教諭や学校の実情に応じて心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等から構成されるいじめ対応チーム等校内組織を設置し、この組織を中心に教職員全員の共通理解のもと、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

さらに、学校いじめ防止基本方針による取り組みや校内組織の機能について、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じて改善するよう努める。

(1) 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止全体に係る内容について、実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制を定める。また、ホームページ等で公開し、家庭、地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じてPDCAサイクルを盛り込む。

策定に当たっては、校長を中心に教職員全員が検討するのみならず、児童生徒、保護者、地域住民等の意見を取り入れる。

(2) いじめ対応チーム等校内組織

いじめ問題の対応に当たっては、学級担任がひとりで抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるが、その中核となる校内組織を設置する。

この校内組織には、次の機能が必要である。いじめ防止対策推進法において、全ての小中学校に置かなければならないと規定されており、校務分掌に明確に位置付けるとともに、実行ある組織とする。

- ①学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ②いじめ防止対策のための年間計画の作成と実施
- ③いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ④いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知

- ⑤いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ⑥いじめの情報やいじめが疑われる情報があったときの迅速な対応
- ⑦いじめ防止等についてのPDCAサイクルによる検証と改善等

(3) 学校評価・教員評価の改善

いじめは、より早期に発見し解消していくことが求められる。教職員や児童生徒が一体となって、いじめが起こりにくい集団づくりに努める。

いじめに係る学校評価は、いじめの認知件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を踏まえて目標を立て、その検証改善に取り組むよう留意する。

教員評価は、いじめをはじめとする生徒指導上の課題について、組織的対応の取り組みとして評価されるよう留意する。

2 未然防止

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制のもとで児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取り組みを計画して実施する。また、いじめ問題への取り組みの重要性について、家庭、地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となって取り組みを推進する。

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりの内面理解に基づき、全ての児童生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の寛容を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

(2) いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人ひとりに対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。また、いじめを大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒を守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成する。また、学級活動、~~児童会~~生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え、実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。また、教育は人格と人格のふれあいであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境である。児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長するすることがないように、言葉遣いをはじめ言動に注意を払うとともに、配慮を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

(4) 児童生徒や学級の状況の把握

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化がみられる場合には、面接するなど早期に関わる。また、児童生徒や保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する調査等により、児童生徒や学級の状況を把握し、カウンセラーや特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら具体的な指導計画を立て

る。

さらに、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行う。

(5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

3 早期発見

いじめの問題については、早期の発見が早期の解決につながる。そのため、日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。また、いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方々とも連携して情報を収集する。

(1) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒のこぼれを受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団生活の中で配慮を要する児童生徒に気づき、些細な言動から心の叫びを敏感に感じ取れるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

(2) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行うとともに、教室等に相談窓口の案内を掲示する。また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談習慣や少なくとも学期に1回以上のアンケート調査を実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

(3) 相談しやすい環境づくり

新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。

訴えがあった場合には、担当やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともにいじめの解消に向けて迅速に取り組む。

保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、事実確認とともにいじめの解消に向けて迅速に取り組む。

なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の保護の取り扱いについては、明確にしておく。

4 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チーム等校内組織を中心とした教職員全員共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関連携のもとで取り組む。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

(1) いじめへの組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。

指導に当たっては、校内組織で対応する。当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聞き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。

その際、加害・被害だけでなく、いじめを助長する児童生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう児童生徒を含め、いじめの事案に関わった全ての児童生徒に深く関わり、人間的成長につながる指導が必要である。また、いじめが解消したとみられる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

(2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、その日のうちに面談し、事実関係を伝える。保護者の不安を共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

(3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは、気持ちや状況を十分聞き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取り組みについて共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分聴いた上で、一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事実については、警察との連携による措置を含めて対応する。

懲戒を加える際は、自らの行為を十分理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

(4) 周囲の児童生徒への指導

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促すことが重要である。

(5) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、指導助言による支援のもと、管理職が中心になって組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム等の支援を要請する。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動において携帯電話、スマートフォンの使用について、ルールを自分たちで考え実行する取り組みにより、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込みに振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態

度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

早期対応では、インターネットを通じて行われているいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事実に応じて、警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応する。

保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

6 家庭や地域との連携

(1) 家庭や地域への啓発

保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。また、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう相談窓口や連絡体制の周知を図る。

(2) 家庭や地域からの協力

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるように、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」等の教育支援を求めることが必要である。

7 関係機関との連携

学校は、地域の警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の状況の情報交換を行うとともに、定期的に又は必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催する。加えて、非行防止教室を開催し、警察官が児童生徒を直接指導するなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。

暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すると思われるいじめに関しては、早期に所轄警察署等に相談するとともに、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には直ちに通報する。

いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、児童相談所や福祉事務所、民生委員、児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

さらに、法務局人権相談窓口など教育委員会以外の窓口の情報についても適切に周知するほか、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携した教育相談を行う。

第5 重大事態への対処

1 村又は学校による調査

村とその設置する学校が、しっかりと事実に向き合うことで、次に掲げる事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会又は学校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(1) 重大事態の意味及び調査

I いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、備品等に重大な被害を

被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

Ⅱ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校又は学校設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 調査主体

村又は学校が調査の主体となる。村が、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、村が調査を実施する。学校が調査主体となる場合も、村は調査を実施する学校に対して必要な指導又は人的措置も含めた適切な支援を行う。

イ 調査を行うための組織

調査を行う委員は、学校の教職員及び村教育委員会の職員で構成し、調査に当たっては公平性、中立性を確保するよう努める。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校、教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と村がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。村又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(ア)いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童性から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聞き取り調査を行うことが考えられる。

その際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

さらに、村がより積極的に指導、支援したり、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

(イ)いじめを受けた児童生徒からの聴き取り調査が不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など聞き取り調査が不可能な場合、迅速に当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等に着手する。

(ウ)児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する必要がある。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成

23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・遺族の要望、意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して、主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、おおむねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有するものの援助のもと、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上正確で一貫した情報提供を行う。

亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があると踏まえ、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

村又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で経過報告に努める。

その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報保護に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として、説明責任を怠ることがないようにする。また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

(3) 重大事態の発生及び調査結果の報告

重大事態の発生及び調査を行った結果について、学校は教育長へ報告する。調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合は、当該児童生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

2 再調査及び結果を踏まえた措置

(1) 再調査

- ①調査結果の報告を受けた教育長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、村教育委員会に「川内村いじめ再調査委員会」を組織して、村又は学校による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。
- ②再調査を行う委員は、職能団体等からの推薦により専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性、中立性を確保するよう努める。
- ③教育長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況や調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

再調査の結果について、村長及び村教育委員会が必要な措置を講じるとともに、村長が村議会に報告する。

第6 いじめ防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、村教育委員会に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しを行う。

2 総合的な検証

この基本方針については、おおむね3年後を目処に村保育園・小中学園連絡会において総合的な検証を行い、その結果に基づき必要な見直しを行う。